



令和 6 年 12 月 2 日から

新生児のマイナンバーカードについて

出生届出と同時に申請ができるようになりました

これまで、新生児のお子様のマイナンバーカードは、出生届出後にお子様の住民登録地に送付される「個人番号通知書」を受け取ってから申請する流れになっていましたが、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証が導入されることから、お子様の出生届の手続きと一緒に新生児のマイナンバーカード申請ができる、便利な『特急発行・交付』の仕組みが創設されました。

どんな仕組み？

この『特急発行・交付』とは、
新生児のお子様等、特に速やかなカード交付が必要となる方々を対象に、
原則 1 週間程度でカードが交付される仕組みです。



(留意事項)

- ・ 住所地以外で出生届の手続きを行った場合、土日祝日や年末年始等に出生届を提出された場合、また『特急発行・交付』処理を行う地方公共団体情報システム機構の1日の対応能力を超えた申請があった場合等は、交付までに1週間以上日数がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された出生届について、書類不備等により即日受理決定ができない場合は、その不備が解消された日をカード申請日として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

顔写真は不要です

申請日に1歳未満のお子様のマイナンバーカードについては、顔写真を省略したカードとなります。
カード表面のイメージは、右のとおりです。



マイナンバーカードの申請手続きや特急発行・交付については
尼崎市マイナンバー専用ダイヤルへお問い合わせください。

尼崎市マイナンバー専用ダイヤル ☎06-4400-5256 (有料)

聴覚に障害のある方のFAX番号 06-7708-8840

(平日・土曜日) 8:45~17:30

(毎月第1土曜日・日曜日・祝日) 休業



出生届と同時にマイナンバーカードの申請をする場合について

- 1 出生届の届出と同時に「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を提出します。その際、以下の3つの暗証番号の設定（全て同じ番号でも可）が必要となります。

①利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）

健康保険証として利用する場合やマイナポータルへのログインなど、利用者が本人であることを証明する際に必要。

②住民基本台帳事務用暗証番号（数字4桁）

引っ越しや名前が変わった場合にお住まいの市役所窓口で IC チップ記録内容を変更する際などに必要。

③券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

マイナンバーや住所、氏名、生年月日、性別の4情報を電子申請画面に転記させる際に必要。

- 2 申請受付日より原則1週間程度でカードが交付される予定です。

ただし、住所地以外で出生届の手続きを行った場合や土日祝日や年末年始等に出生届を提出された場合、また『特急発行・交付』処理を行う地方公共団体情報システム機構の1日の対応能力を超えた申請があった場合等は、交付までに1週間以上かかることがありますので、あらかじめご了承ください。

- 3 受け取り方法

簡易書留郵便等により、お子様の住所地へ送付されます。

里帰り出産等で、住所地以外の場所を送付先とすることも可能です。

出生届と同時にマイナンバーカードの申請をしない場合について

ご注意ください！！

出生届出日とは別の日に、お子様のマイナンバーカードを特急発行・交付の仕組みで申請をする場合は、お子様ご本人と法定代理人がお揃いで窓口への来庁が必須となります！！

申請の際の持ち物などは、事前に尼崎市マイナンバーカード専用ダイヤル（下記参照）にお問い合わせください。

また、出生届出後にお子様の住所地に送付される「個人番号通知書」に同封されている「個人番号カード交付申請書」を利用して郵送又はオンラインで申請することも可能ですが、マイナンバーカード交付のご案内まで1か月半程度の日数がかかります。

くわしくは、尼崎市マイナンバー専用ダイヤル（下記参照）にお問い合わせください。

尼崎市マイナンバー専用ダイヤル ☎06-4400-5256（有料）

聴覚に障害のある方のFAX番号 **06-7708-8840**

（平日・土曜日）8：45～17：30

（毎月第1土曜日・日曜日・祝日）休業

